

茨城に“正義の火”燃ゆ。ハッ場裁判いよいよ証人尋問へ。

水戸地裁、私たち原告の「立証申し立て」を認める。

第13回ハッ場裁判は10月30日午後1時30分、水戸地方裁判所で開かれました。10分間の準備書面取り交わしの後、私たちの「立証計画」などを検討するため、裁判進行協議に入りました。メンバーは裁判官、原告弁護士、原告、被告弁護士、そして嶋津暉之さん、さらに強力な助太刀・統一弁護士団副団長の大川隆司弁護士。主なやりとりは以下の通りです。

裁判長:これから立証になっていくのかなと思う。原告から立証計画の説明をしてください。

谷萩弁護士:立証は「証拠申出書」の通りだが、特に利水と治水は詳しくやりたい。

伴被告側弁護士:証人について陳述書を出して欲しい。裁判官はそれを見てから判断して欲しい。前橋地裁ではそのようにしている。

大川弁護士:証人が何を証言するかは、今までの裁判で明確になっている。陳述書を見なくても判断できるはずだ。

裁判長:ほかの都県でも同じ証人が立つ場合があるのでしょうか。次回に調整して出してください。(と、証人尋問に入ることを認めました)

大きな一歩です。他の都県にさきがけて、茨城は証人尋問に入ることが決まりました。行政も県議会も良識を失い、真っ暗闇の茨城に司法の手でタイムツが灯されました。裁判官の良識はもちろんですが、傍聴席を埋める市民の目の力です。来年は正念場です。傍聴席を埋め尽くして、私たちの思い「ストップハッ場ダム」を実現させましょう。

<p>次回裁判は1月22日(火)午後1時30分～2時30分 水戸地方裁判所 口頭弁論と裁判進行協議を行います。原告意見陳述も再開。裁判は核心に入ります</p>
--

茨城全県に燃え広がる「ストップ・ダム建設。下げろ水道料金」署名運動。

署名締め切りは、来年3月10日まで延長します。

現在進行中の「無駄なダム建設から撤退し、水道料金の引き下げを求める請願」署名運動は、私たちの想像をこえて茨城全県に広がりつつあります。先ず「県民要求実現茨城共同運動連絡会」に参加する20～30の団体が署名協力を快諾してくれました。茨城新聞の特集「市町村別水道料金一覧」が、高い水道料金への不満に火をつけました。霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口工事の強行施行に、怒り立ち上がった「那珂川漁業協同組合」が、私たちと共闘体制に入ります。この広がりを活かすために署名期間を3月10日まで延長します。ご協力ください。

あなたは高い水道料金に我慢できますか。水戸市民に呼びかけ。

裁判傍聴者が水戸駅前で署名運動。

裁判進行協議の時間を利用して、傍聴者20数名が水戸駅前で署名運動を行いました。実質30分弱の短い時間にも関わらず50数筆の署名が集まりました。私たちはこれからも街に出て呼びかけます。私たちの茨城を変えるために。私たちの生活を守るために。

**法廷で証人尋問。法廷外で署名運動。私たちの思いが県民全体の思いとなって
茨城県の水行政を正し、ハッ場ダムをはじめ無駄なダムを止めます。**

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：柏村忠志 濱田篤信

事務局：神原禮二 302-0023 取手市白山1-8-5 tel/fax：取手0297-72-7506 長野原0279-84-7010